

令和7年から樹林管理事業を助成金制度に移行します



①維持管理経費を助成します ※25万円(予定)を上限とし全額助成	鎌倉市が工事を 発注	▶▶▶	申請者が発注する工事 経費に対する助成
②募集期間が長くなります	7月	▶▶▶	4月～10月
③作業期間が長くなります	翌1月～3月	▶▶▶	6月～翌1月
④作業範囲が広がります	建物に接する 樹木のみ	▶▶▶	建物に接する樹木 以外も対象
⑤作業対象を追加します	樹木の剪定、枯木 伐採(タケは除く)	▶▶▶	伐採(枯木以外含む)・剪定 タケ伐採も対象

樹林管理事業を助成金制度(民有緑地維持管理助成事業)へ移行し、使いやすい制度とします

内容	制度移行案																																																																									
①維持管理経費への助成 ⇒25万円(予定)を上限として 作業に要した経費に対して全 額を助成します。 	樹林管理事業 鎌倉市が工事を発注するため、申請者の費用負担は無いものの、危険度が低い場合は、対象外となる樹木がある。 現在、3年に1度、対象地区ごとに順次申請することが可能。 民有緑地維持管理助成事業 3年に一度、申請者が発注する対象地区内の工事に要した経費の全額を助成する(上限25万円を予定)。25万円を超える部分は、経費の1/2を助成する。助成金総額の上限を100万円とする。 危険度による対象外樹木の選別は無い。 ※年度内予算に達した場合は、当該年度の申請受付が終了となります。 [対象地区は、歴史的風土保存区域・近郊緑地保全区域・特別緑地保全地区・緑地保全推進地区] 令和7年度 長谷・坂ノ下・極楽寺・稲村ガ崎・笛田六・腰越・御成町・佐助・笹目町・扇ガ谷・梶原・常盤・山崎・寺分 令和8年度 二階堂・西御門・雪ノ下一及び二・今泉・今泉台・大船・山ノ内・岩瀬・植木・城廻・高野・岡本 令和9年度 浄明寺・十二所・手広・笛田二・鎌倉山・雪ノ下四及び五・小町・大町・材木座																																																																									
②募集期間 ③作業実施期間 ⇒募集期間・作業できる期間 がそれぞれ長くなります。 ※年度内予算に達した場合は、当該年度の申請受付が終了となります。 	樹林管理事業 募集 1か月間(7月)、作業期間 翌1月～3月 <table><tr><td>4月</td><td>5月</td><td>6月</td><td>7月</td><td>8月</td><td>9月</td><td>10月</td><td>11月</td><td>12月</td><td>1月</td><td>2月</td><td>3月</td></tr><tr><td colspan="4"></td><td>募集</td><td colspan="5">(市の調査・現地立ち合いなど)</td><td colspan="3">作業実施</td></tr></table> 民有緑地維持管理助成事業 募集 7か月間(4～10月)、作業期間 6月～翌1月 <table><tr><td>4月</td><td>5月</td><td>6月</td><td>7月</td><td>8月</td><td>9月</td><td>10月</td><td>11月</td><td>12月</td><td>1月</td><td>2月</td><td>3月</td></tr><tr><td colspan="7">募集</td><td colspan="5"></td></tr><tr><td colspan="7"></td><td colspan="5">作業実施</td></tr><tr><td colspan="7"></td><td colspan="5">(市の調査)</td></tr></table> 例えば… 台風シーズンの前に、樹木の伐採などが可能！	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月					募集	(市の調査・現地立ち合いなど)					作業実施			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	募集																			作業実施												(市の調査)				
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月																																																															
				募集	(市の調査・現地立ち合いなど)					作業実施																																																																
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月																																																															
募集																																																																										
							作業実施																																																																			
							(市の調査)																																																																			

裏面に続きます➡➡➡

内容	制度移行案
④範囲(作業対象区域) ⇒建築物に接する条件や、市の判定による不採択が無くなり、作業の範囲が拡大します。 ※森林法第2条に基づく森林のうち、歴史的風土保存区域、特別緑地保全地区などの地域制緑地が対象	樹林管理事業 ・建築物に接するなど日常生活に支障がある・林縁から 5m の範囲 ・優先順位を市が査定 ・希望した伐採や枝払いなどが行われないこともある  作業対象箇所 (家屋と接する林縁部のみ) (市による優先順位付けあり) 民有緑地維持管理助成事業  作業対象箇所※ 森林内であればどこでも対象！ 間伐や美化を目的とした伐採なども対象に
⑤対象作業 ⇒枯木以外の伐採やタケの伐採など、作業対象が拡大します。	樹林管理事業 - 伐採 (枯木のみ対象) - 剪定 枝払い - 倒木撤去 民有緑地維持管理助成事業 竹林の管理に対応！ - 伐採 (枯木以外も含む) - 剪定 枝払い - タケ伐採 - 倒木撤去

民有緑地維持管理助成事業の概要(令和6年度の内容)

■ 助成の対象となる緑地

森林法第2条に基づく森林 ※所有する森林が対象かどうか、市の窓口でご確認ください。

■ 助成対象者の条件

森林の所有者、又は所有者から作業についての承諾を受けた者

■ 助成の対象となる維持管理作業

森林を将来にわたり良好に保全することを目的とした維持管理作業

①樹木や竹の伐採、樹木の剪定

②緑地内部の倒木・枯れ木の撤去処分

■ 助成の対象となる経費 申請者が、作業を発注した事業者を支払う次の経費

①の伐採・剪定、②の撤去処分など維持管理作業に直接要した経費、廃棄物の搬出・運搬及び処分に要した経費

■ 助成金額 経費の2分の1、上限額は100万円(1,000円未満は切捨て)

※年度内の申請予定額の累計が年間の予算額を超えた場合、その年度の受付を終了します。

令和6年度の申請を受付中※
パンフレット・申請書の
ダウンロードはこちらから
窓口配布もしています



<https://www.city.kamakura.kanagawa.jp/midori/ryokutinoijikanri.html>

問い合わせは、 みどり公園課 ●Eメール midori@city.kamakura.kanagawa.jp

●電話 (市外局番 0467)61-3486、61-3491 ●〒248-8686 鎌倉市御成町 18 番 10 号